

第2節 被災地の生活安定

(総務部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、福島労働局、日本赤十字社福島県支部、郵便事業(株)、市町村、市町村社会福祉協議会、住宅金融公庫)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

(1) 県(保健福祉部)

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表(日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等)からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分する。

(2) 日本赤十字社福島県支部・県共同募金会

日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、原則として、(1)の義援金配分委員会に付託して配分する。

(3) 市町村

市町村に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害(全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下、「公営住宅等」という。)の一時使用に関する計画の立案と実施は、市町村長が行うものとする。

イ 県(土木部)及び市町村は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。